

介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表

1 サービスコード表（訪問型サービス・独自）1/2

兵庫県佐用町（令和6年4月改定）

サービスコード		サービス内容	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス 11	訪問型サービス 費（独自）	(1) 1週に1回程度の場合	1,176 単位	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス 11 日割			39 単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス 12		(2) 1週に2回程度の割合	2,349 単位	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス 12 日割			77 単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス 13		(3) 1週に2回を超える程度の割合	3,727 単位	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス 13 日割			123 単位	123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算 11	高齢者虐待防止 措置未実施減算	(1) 1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算 11 日割			1 単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算 12		(2) 1週に2回程度の割合	23 単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算 12 日割			1 単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算 13		(3) 1週に2回を超える程度の割合	37 単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算 13 日割			1 単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2	事業所と同一建物の利用者 50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3	同一の建物等に居住する利用者の割合が 100分の 90 以上の場合		所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算		200 単位加算		1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連 携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算			

1 サービスコード表（訪問型サービス・独自）2/2

サービスコード		サービス内容	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定 処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000 加算		1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算		

- ※ 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）は実施しないため、1回当たりの単価設定による報酬は実施しません。
- ※ 区分変更（要支援1 ⇔ 要支援2）は変更日から、区分変更（要介護 → 要支援）は契約日から日割りで算定するのは予防給付と同じです。
- ※ 訪問型サービス及び通所型サービスについては、月途中において、利用者と契約開始又は解除した場合は、従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と異なり、日割りで算定します。

2 サービスコード表（通所型サービス・独自）1/2

兵庫県佐用町（令和6年4月改定）

サービスコード		サービス内容	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A6	1111	通所型独自サービス 11	通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援 1	1,798 単位	1,798	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス 11 日割		事業対象者・要支援 2	59 単位	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス 12		事業対象者・要支援 1	3,621 単位	3,621	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス 12 日割		事業対象者・要支援 2	119 単位	119	1日につき
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 11	高齢者虐待防止措置未 実施減算	事業対象者・要支援 1	18 単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 11 日割		事業対象者・要支援 2	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 12		事業対象者・要支援 1	36 単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 12 日割		事業対象者・要支援 2	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算 11	業務継続計画未実施減算	事業対象者・要支援 1	18 単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算 11 日割		事業対象者・要支援 2	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算 12		事業対象者・要支援 1	36 単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算 12 日割		事業対象者・要支援 2	1 単位減算	-1	1日につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物 から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援 1	376 単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算 2		事業対象者・要支援 2	752 単位減算	-752	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事務所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算		50 単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算		200 単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	160	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算		480 単位加算	480	

2 サービスコード表（通所型サービス・独自）2/2

サービスコード	サービス内容		算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1	サービス提供体制 強化加算	サービス提供体制強化加 算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 88単位減算	88	1月につき
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 2			事業対象者・要支援2 176単位減算	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 1		サービス提供体制強化加 算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 72単位減算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 2			事業対象者・要支援2 144単位減算	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 1		サービス提供体制強化加 算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 28単位減算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 2			事業対象者・要支援2 48単位減算	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上 連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	口腔・栄養スクリ ーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ(6月に1回を限度)	5単位加算	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改 善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000加算		1月につき
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000加算		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定 処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000加算		
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000加算		

定員超過の場合

A6	8001	通所型独自サービス11・定超	通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1 (週1回程度)	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2 (週2回程度)	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1 (週1回程度)	看護・介護職員 が欠員の場合 ×70%	1,259	1月につき	
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠				59単位	41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2 (週2回程度)		3,621単位	2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠				119単位	83	1日につき

- ※ 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）は実施しないため、1回当たりの単価設定による報酬は実施しません。
- ※ 区分変更（要支援1 ⇄ 要支援2）は変更日から、区分変更（要介護 → 要支援）は契約日から日割りで算定するのは予防給付と同じです。
- ※ 訪問型サービス及び通所型サービスについては、月途中において、利用者と契約開始又は解除した場合は、従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と異なり、日割りで算定します。